



資料編

業績	66
財務諸表	72
財務の状況	74
貸付金の状況	77
行政コスト計算財務書類	79
参考情報	85
沖縄振興開発金融公庫法(抜粋)	90
会計等に関する関連法の規定(抜粋)	92
沿革	94
組織機構	95
店舗	96

Appendix

(注)本誌の計数について

1.単位未満の計数

金額の単位未満は四捨五入しています。また比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

2.表示方法

単位に満たない数字は「0」、該当数字がない場合は「-」と表示しています。

3.各明細中、「当期」とは令和3年度のことを指します。

4.出融資実績、残高に関する統計について、特に注記がない限り社債の取得を含みます。

沖縄県内の経済概況

令和3年度の県内経済は、年間を通して新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。感染症再拡大に伴う緊急事態宣言等による行動制限措置は、消費マインドの低減、供給制約等に波及し、また、海外における感染症からの経済社会活動の再開に伴う需要の急増は、県内においても原油・原材料価格の上昇を招きました。このほか年度後半は、小笠原諸島海底火山噴火に伴う港湾への軽石漂着被害の影響がみられ、年度末にかけてはウクライナ情勢が県内経済へ及ぼす影響も懸念され始めました。

個人消費関連は、百貨店・スーパー販売高が外出自粛や週末の休業要請の影響を受け、衣料品等は前年度を下回りましたが、巣ごもり需要継続により飲食料品等の売上が好調に推移し、全店ベースで前年度を上回りました。耐久消費財では、新車登録台数は半導体や部品供給不足により生産が停滞したことから、前年度を下回りました。

建設関連は、公共工事で市町村の発注が減少したものの、国等の発注が増加し、全体で前年度を上回りました。民間工事は、新設住宅着工戸数で、持家や分譲は前年度を上回る水準で推移するも、コロナ禍における先行き不透明感や資材価格の高騰から貸家が大きく落ち込みました。また、非居住用の着工床面積は、宿泊業・飲食サービス業用建築物を中心に前年度を下回り、年間を通じて弱い動きとなりました。

観光関連は、入域観光客数は327万人（前年度比26.7%増）と前年度を上回ったものの、感染症の影響継続に伴う旅行控えや海外からの入国制限措置の継続により、前々年

度の35%に留まりました。また、県内主要ホテルについては、9月末の宣言解除以降年末にかけてやや持ち直したものの、年間を通した客室稼働率、売上高ともに低調でした。

企業倒産関連では、東京商工リサーチ(株)の調査によると、倒産件数は、金融支援の効果等により抑制され、件数は年度ベースで過去最少（35件）となりました。一方で、休業業・解散の件数（令和3年（暦年））は、平成12年の集計開始以来最多となった前年から減少するも、後継者難やコロナ禍の景気悪化により引き続き高い水準となりました。

雇用関連は、有効求人倍率は0.83倍（前年度比+0.04P）と改善したものの、2年連続で1倍を下回りました。完全失業率は3.6%（前年度比+0.0%P）と横ばいでした。

企業景況を公庫「県内企業景況調査」の業況判断D.I.でみると、4～6月期は、D.I.値が調査開始依頼最低であった前年同期と比較して一部に持ち直しの動きが見られましたが、7～9月期にかけて緊急事態宣言の長期化が影響し悪化超幅は拡大しました。宣言が解除された10～12月期には感染状況にも落ち着きが見られ、年末にかけて業況改善への期待感が強まり、悪化超幅は縮小しました。1～3月はオミクロン株の感染拡大に加えて原油・原材料の価格上昇による影響で、悪化超幅は拡大しました。

民間主要企業の設備投資額（令和4年3月公庫調査：令和3年度実績見込）は、製造業で前年度比49.3%減、非製造業で同7.4%増となり、全産業では同3.0%増となりました。

令和3年度出・融資実績

（1）前年度対比表

（単位：百万円、%）

	令和3年度（A）	令和2年度（B）	増減（A）－（B）	対前年度実績比 （A）／（B）×100
融 資 実 績	126,259	300,815	△ 174,556	42.0
出 資 実 績	61	216	△ 155	28.2
計	126,319	301,031	△ 174,712	42.0

（2）計画と実績対比表

（単位：百万円、%）

資金名	令和3年度 当初計画（A）	令和3年度 実績（B）	計 画 比 （B）／（A）×100	対前年度 実績比
産 業 開 発 資 金	80,600	37,574	46.6	204.8
中 小 企 業 等 資 金	428,600	75,292	17.6	29.3
（ 中 小 企 業 資 金 ）	（141,200）	（28,747）	（20.4）	（34.1）
（ 生 業 資 金 ）	（287,400）	（46,545）	（16.2）	（26.9）
生 活 衛 生 資 金	19,800	2,262	11.4	20.8
医 療 資 金	16,000	5,209	32.6	70.9
農 林 漁 業 資 金	11,900	5,085	42.7	82.5
住 宅 資 金	5,000	837	16.7	93.9
貸 付 計	561,900	126,259	22.5	42.0
出 資	2,100	61	2.9	28.2
合 計	564,000	126,319	22.4	42.0

（注）生業資金には教育資金及び恩給担保資金を含みます。

(3) 概況

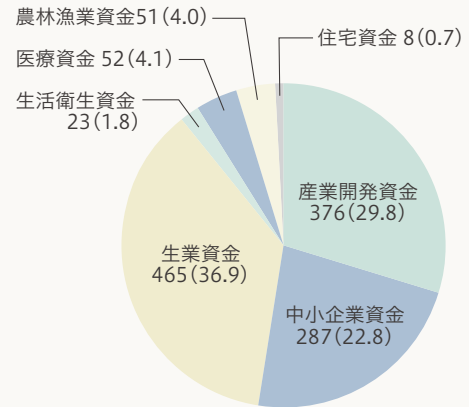
令和3年度の事業計画は、当初計画で貸付5,619億円、出資21億円と決定されました。貸付実績は1,263億円(当初計画比22.5%、前年度比58.0%減)となりました。また、出資の実績は60.6百万円となりました。

資金別にみると、産業開発資金375億74百万円(前年度比104.8%増)、中小企業等資金752億92百万円(同70.7%減)、生活衛生資金22億62百万円(同79.2%減)、医療資金52億9百万円(同29.1%減)、農林漁業資金50億85百万円(同17.6%減)、住宅資金8億37百万円(同6.0%減)となっています。

この結果、当公庫の令和3年度末の貸付残高は1兆428億円、出資残高は75億79百万円となりました。貸付残高については、前年度に比べ108億円、1.0%の増加となっています。

また、県内の金融機関(国内銀行、信用金庫の県内店舗、6行庫ベース)の総貸付残高に占める当公庫の融資比率(シェア)は令和3年度末現在で18.9%となりました。

令和3年度実績の資金別割合



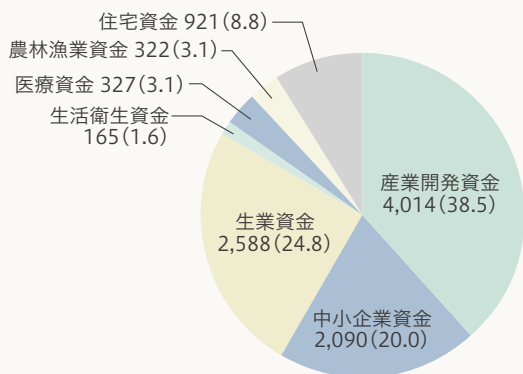
(単位:億円、()内は構成比で%)

令和3年度末融資残高及び融資累計額

(単位:百万円、%)

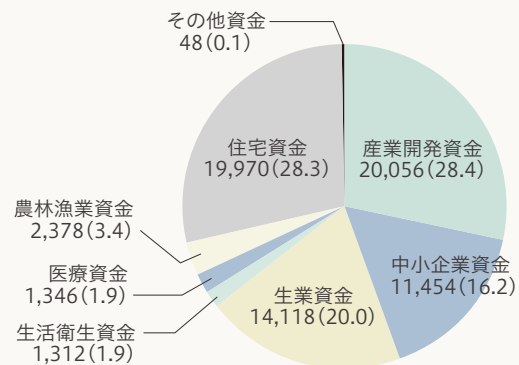
資金名	令和3年度末 融資残高(A)	構成比	令和2年度末 融資残高(B)	増減 (A)-(B)	伸び率	融資累計額 (昭和47~令和3年度)	構成比
産業開発資金	401,418	38.5	397,763	3,655	0.9	2,005,551	28.4
中小企業等資金 (中小企業資金)	467,803	44.9	456,046	11,756	2.6	2,557,225	36.2
(生業資金)	(208,999)	(20.0)	(203,861)	(5,138)	(2.5)	(1,145,396)	(16.2)
(生業資金)	(258,804)	(24.8)	(252,185)	(6,618)	(2.6)	(1,411,829)	(20.0)
生活衛生資金	16,514	1.6	16,954	△440	△2.6	131,207	1.9
医療資金	32,652	3.1	28,734	3,918	13.6	134,564	1.9
農林漁業資金	32,245	3.1	31,033	1,212	3.9	237,846	3.4
住宅資金	92,128	8.8	101,421	△9,293	△9.2	1,996,965	28.3
その他資金	-	-	-	-	-	4,781	0.1
合計	1,042,759	100.0	1,031,951	10,808	1.0	7,068,138	100.0

令和3年度末残高の資金別割合



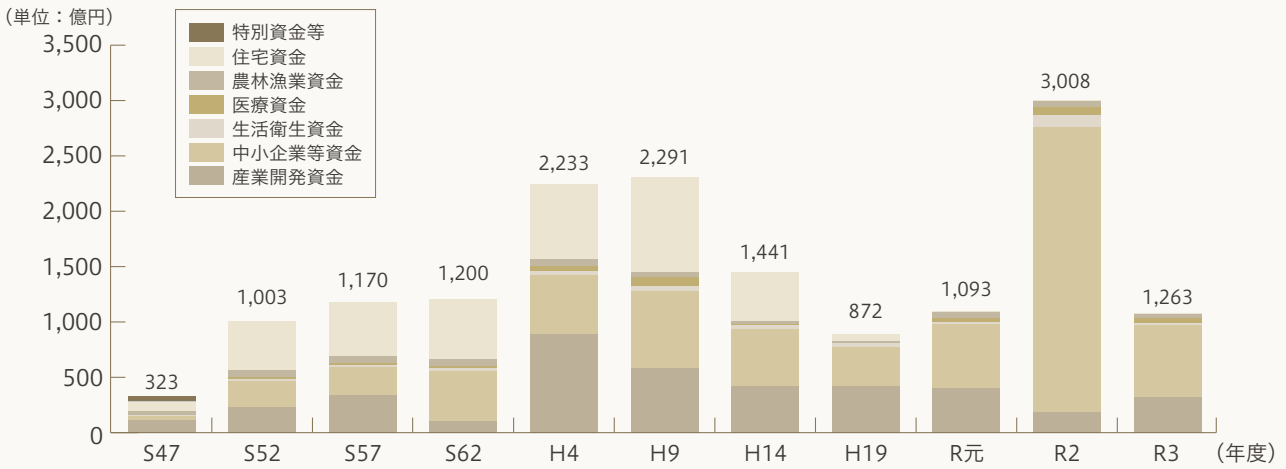
(単位:億円、()内は構成比で%)

融資累計額の資金別割合

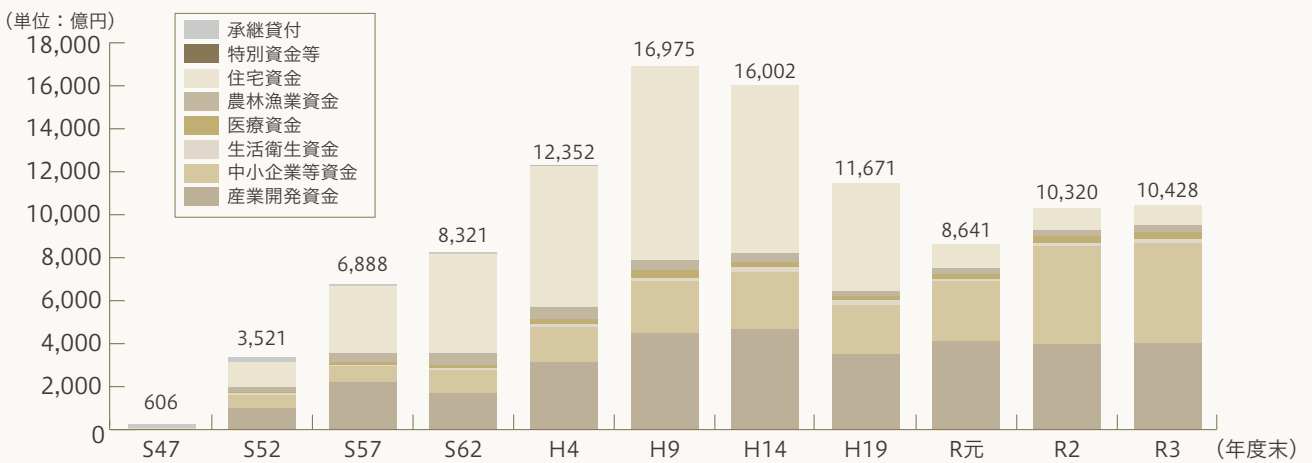


(単位:億円、()内は構成比で%)

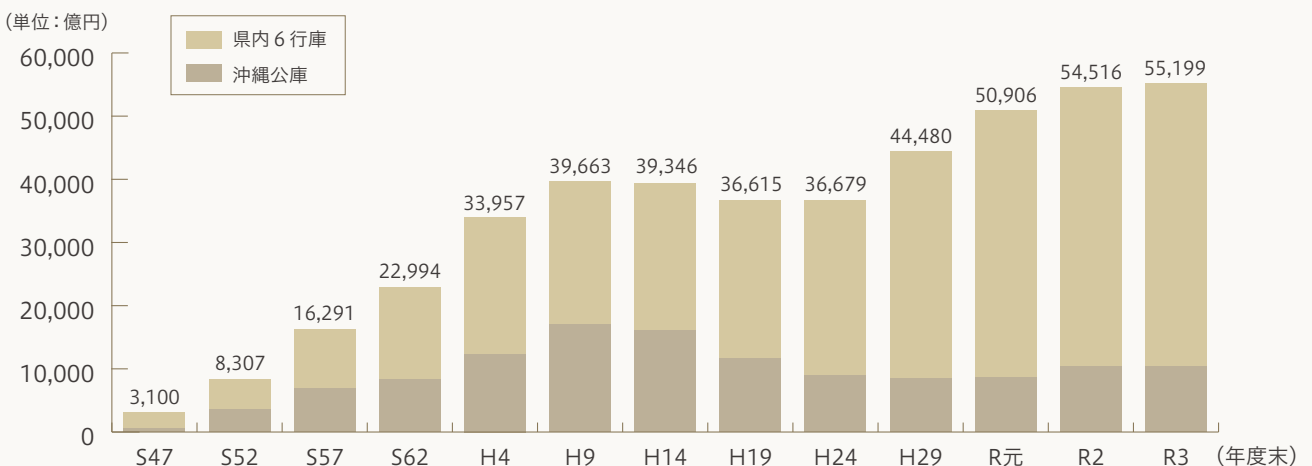
融資実績の推移



融資残高の推移



沖縄県内融資残高の推移



注) 1. 年度末の期末残高ベース。ただし平成9～29年度は年平均残高ベースである。 2. 県内6行庫は、国内銀行、信用金庫の県内店舗。
資料：日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

出・融資実績の推移

(単位：百万円)

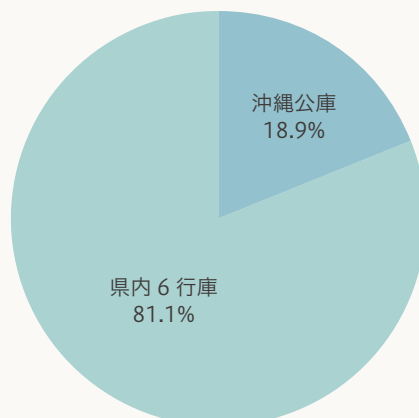
	昭和 47	52	57	62	平成 4	9	14	19	令和元	2	3 年度
産業開発資金	11,000	22,938	33,964	10,600	88,555	57,902	41,942	40,860	40,283	18,344	37,574
中小企業等資金	4,097	23,968	25,403	44,999	53,500	69,643	50,627	35,448	57,332	257,182	75,292
生活衛生資金	510	880	1,296	2,000	3,000	3,600	3,731	2,852	1,460	10,880	2,262
医療資金	121	1,994	1,777	2,000	4,200	8,402	1,545	23	4,080	7,352	5,209
農林漁業資金	3,308	6,482	5,598	6,050	6,500	4,994	2,435	1,812	4,820	6,167	5,085
住宅資金	8,470	44,014	48,995	54,350	67,500	84,600	43,833	6,232	1,279	891	837
特殊資金	264	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別資金	4,517	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	32,287	100,276	117,032	119,999	223,255	229,141	144,113	87,227	109,253	300,815	126,259
出資	-	-	-	50	120	250	90	70	1,073	216	61
合計	32,287	100,276	117,032	120,049	223,375	229,391	144,203	87,297	110,325	301,031	126,319

出・融資残高の推移

(単位：百万円)

	昭和 47	52	57	62	平成 4	9	14	19	令和元	2	3 年度
産業開発資金	7,686	106,255	224,479	173,470	317,622	450,127	467,460	357,882	412,161	397,763	401,418
中小企業等資金	3,328	61,613	74,244	107,775	162,183	242,810	264,370	231,039	279,847	456,046	467,803
生活衛生資金	408	5,321	4,790	7,206	11,099	15,555	20,788	20,205	10,384	16,954	16,514
医療資金	118	5,280	15,275	15,239	24,995	33,873	25,362	19,118	22,779	28,734	32,652
農林漁業資金	1,169	25,170	44,739	55,806	55,206	50,479	38,753	24,691	28,487	31,033	32,245
住宅資金	1,404	122,692	313,328	466,660	660,687	902,534	783,421	514,121	110,454	101,421	92,128
特殊資金	262	244	118	36	-	-	-	-	-	-	-
特別資金	4,504	1,565	85	29	2	-	-	-	-	-	-
承継貸付	41,724	23,993	11,696	5,855	3,412	2,096	0	-	-	-	-
小計	60,603	352,133	688,753	832,075	1,235,205	1,697,474	1,600,155	1,167,056	864,112	1,031,951	1,042,759
出資	-	-	400	380	700	1,420	2,260	2,842	7,473	7,609	7,579
合計	60,603	352,133	689,153	832,455	1,235,905	1,698,894	1,602,415	1,169,898	871,585	1,039,560	1,050,338

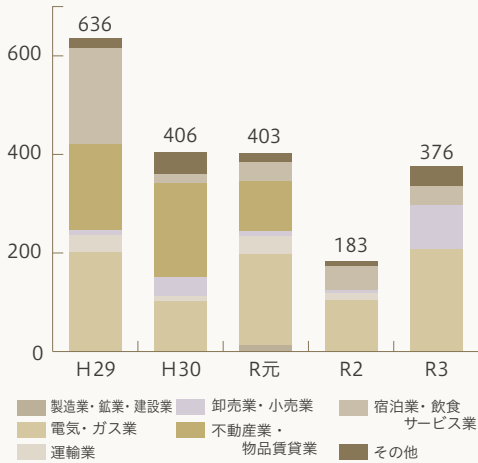
沖縄県内融資残高構成比 (令和3年度末)



注)「県内6行庫」…国内銀行、信用金庫の県内店舗 資料：日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

資金別融資実績の推移

産業開発資金（単位：億円）

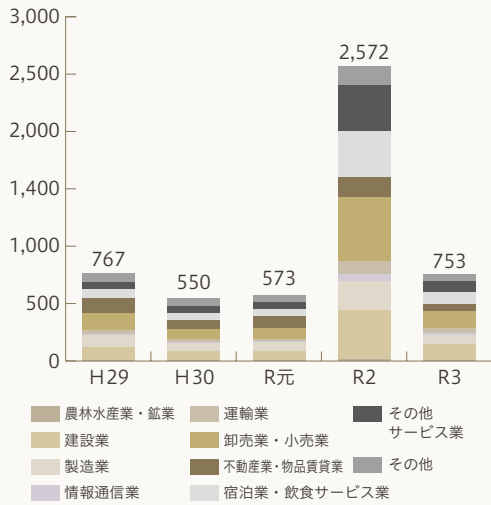


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 29	30	令和元	2	3 年度
製造業・鉱業・建設業	-	-	1,350	-	-
電気・ガス業	20,277	10,276	18,428	10,525	20,840
運輸業	3,366	1,000	3,632	1,239	-
卸売業・小売業	1,000	3,800	910	690	-
不動産業・物品賃貸業	17,331	18,988	10,249	-	8,860
宿泊業・飲食サービス業	19,550	1,840	3,890	4,900	3,750
その他	2,104	4,660	1,824	990	4,124
合計	63,628	40,564	40,283	18,344	37,574

中小企業等資金（単位：億円）

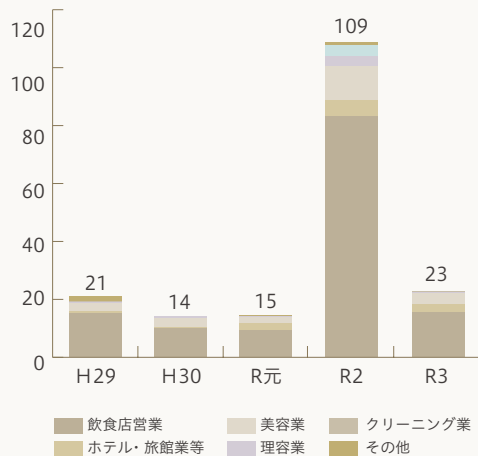


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 29	30	令和元	2	3 年度
農林水産業・鉱業	332	176	552	1,593	603
建設業	11,667	7,877	8,528	42,810	13,357
製造業	10,191	7,562	7,167	24,988	8,495
情報通信業	909	633	917	5,994	1,712
運輸業	4,016	2,806	1,946	11,366	4,083
卸売業・小売業	14,137	8,764	9,743	56,040	14,644
不動産業・物品賃貸業	13,672	7,838	9,604	17,010	6,775
宿泊業・飲食サービス業	7,595	5,787	6,490	40,712	10,322
その他サービス業	6,184	6,277	6,067	39,470	9,278
その他	8,023	7,265	6,320	17,197	6,022
合計	76,727	54,984	57,332	257,182	75,292

生活衛生資金（単位：億円）

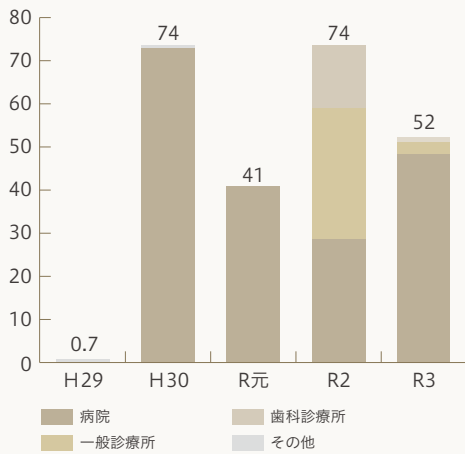


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 29	30	令和元	2	3 年度
飲食店営業	1,504	987	906	8,314	1,540
ホテル・旅館業等	89	65	256	559	290
美容業	254	277	208	1,169	376
理容業	67	69	36	352	48
クリーニング業	32	13	20	352	6
その他	153	9	34	133	2
合計	2,099	1,420	1,460	10,880	2,262

医療資金 (単位：億円)

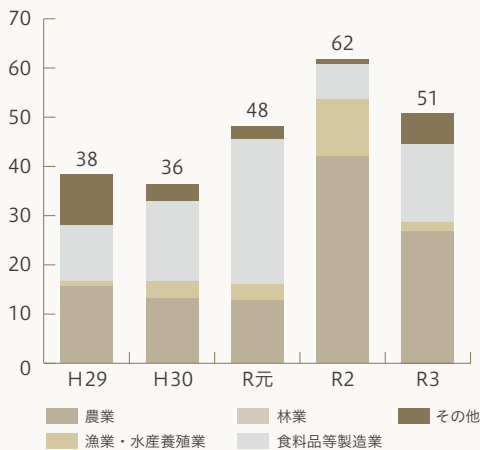


貸付金の施設別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 29	30	令和元	2	3 年度
病院	-	7,300	4,080	2,850	4,830
一般診療所	-	-	-	3,056	283
歯科診療所	-	-	-	1,446	96
その他	70	50	-	-	-
合計	70	7,350	4,080	7,352	5,209

農林漁業資金 (単位：億円)

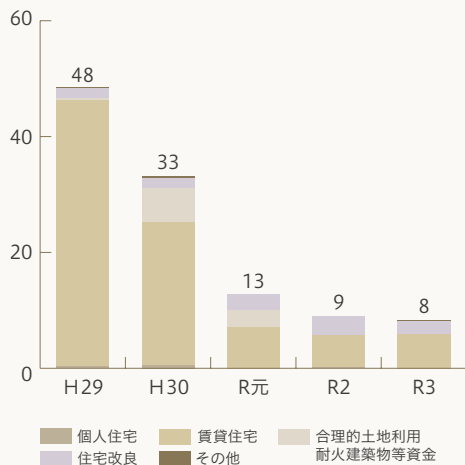


貸付金の業種別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 29	30	令和元	2	3 年度
農業	1,556	1,319	1,272	4,195	2,693
漁業・水産養殖業	115	334	343	1,164	180
林業	10	10	10	10	11
食料品等製造業	1,127	1,632	2,923	707	1,559
その他	1,036	329	272	91	642
合計	3,844	3,624	4,820	6,167	5,085

住宅資金 (単位：億円)



貸付金の種類別貸付状況

(単位：百万円)

	平成 29	30	令和元	2	3 年度
個人住宅	29	55	-	13	-
賃貸住宅	4,595	2,466	714	567	592
合理的土地利用耐火建築物等資金	34	585	278	-	-
住宅改良	181	176	287	312	216
その他	7	34	-	-	29
合計	4,848	3,316	1,279	891	837

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和 2 年度	令和 3 年度
貸付金	1,026,219	1,038,554
出資金	7,609	7,579
現金預け金	18,997	38,406
有価証券	5,732	4,205
代理店勘定	30	12
未収収益	558	525
雑勘定	9	8
固定資産	6,472	6,650
貸倒引当金	△ 10,766	△ 14,825
資産合計	1,054,859	1,081,114
借入金	762,221	752,899
債券	157,534	157,600
債券発行差額	△ 1	△ 1
貸付受入金	21,995	10,015
未払費用	893	833
雑勘定	95	71
賞与引当金	171	163
退職給付引当金	2,386	2,468
負債合計	945,295	924,048
資本金	111,028	155,849
積立金	1,324	1,289
繰越損失金	—	△ 2,753
当期末処分利益又は当期末処理損失 (△)	△ 2,787	2,680
純資産合計	109,565	157,066
負債・純資産合計	1,054,859	1,081,114

(注) 貸借対照表の「当期末処分利益(又は当期末処理損失)」及び損益計算書の「当期利益金(又は当期損失金)」のうち、一般勘定の利益金については沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令第1条第1項の規定により、国庫納付することとし、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の利益金(又は損失金)については、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第2項(又は第3項)の規定により同勘定の積立金として積み立てる(又は減額して整理する)こととしています。なお、国庫に納付すべき利益金は、繰越損失金を除いた額とされているため、令和3年度において生じた一般勘定の利益金については、その全額を繰越損失金の補てんに充てることとしています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	17,528	26,482
貸付金利息		
公庫貸付金利息	8,950	8,270
受取配当金	33	21
住宅資金貸付手数料収入	3	3
受託手数料	5	5
一般会計より受入	691	7,352
エネルギー対策特別会計より受入	6	5
有価証券益	13	24
雑収入	46	36
貸倒引当金戻入	7,781	10,766
特別利益	-	-
経常費用	20,316	23,802
借入金利息	2,760	2,505
債券利息	810	652
業務委託費	79	102
事務費	4,500	4,598
債券発行諸費	47	51
償却費	1,290	1,030
貸付金償却	1,141	889
固定資産減価償却費	150	141
貸倒引当金繰入	10,766	14,825
雑損	62	39
特別損失	-	-
当期利益金又は当期損失金(△)	△2,787	2,680

重要な会計方針等 (令和3年度決算)

- 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法
法人税法(昭和40年法律第34号)の基準を採用し、定額法により行っている。
なお、減価償却累計額は次のとおりである。
固定資産 3,606百万円
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第3項の規定により、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上している。
 - 賞与引当金
賞与引当金は、役員及び職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。
 - 退職給付引当金
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合によ

る期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっている。

なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和3年3月末の年金債務額から令和4年3月末の年金資産額を控除した不足額を標準給与月額の内給振興開発金融公庫の負担割合に応じて退職給付債務を計上している。

- その他財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。
 - 繰延勘定の処理方法
債券発行費
支出時に全額費用として処理している。
 - 債券発行差額の償却基準
債券の償還年限(9又は19年間)で均等償却している。
 - 延滞債権額
貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、2,746百万円となっている。

財務の状況

主要経営指標の推移

(単位：百万円)

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常収益	21,307	20,227	17,855	17,528	26,482
当期利益金又は当期損失金 (△)	389	△ 16	△ 71	△ 2,787	2,680
貸付金残高	843,341	852,949	858,365	1,026,219	1,038,554
純資産残高	79,696	79,719	84,392	109,565	157,066
総資産残高	880,424	893,277	892,933	1,054,859	1,081,114

(注) 貸付金残高には、社債の取得は含みません。

資金計画の実績推移

(単位：億円)

科 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
(支出)					
貸付金	1,368	1,326	1,166	3,376	1,373
出資金	3	2	11	2	1
借入金等償還	944	928	925	955	898
事業損金等	371	380	306	274	467
合計 (A)	2,686	2,636	2,408	4,607	2,738
(収入)					
貸付回収金	1,209	979	1,018	1,278	1,136
事業益金等	490	384	432	597	797
合計 (B)	1,699	1,363	1,450	1,875	1,932
借入金・債券 (A) - (B)	988	1,273	958	2,732	806
(借入金・債券の内訳)					
借入金	785	970	855	2,628	703
財政融資資金借入金	785	970	855	2,628	700
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	0	-	-	0	3
債 券	203	303	103	103	103
沖縄振興開発金融公庫債券	200	300	100	100	100
沖縄振興開発金融公庫住宅地債券	3	3	3	3	3

(注) 民間借入金は、公庫法の規定により借入れした事業年度内に償還することが定められており、年度末の残高はゼロであるため本表には表示していません。なお、平成 29 年度から令和 3 年度までの借入実績はありません。

借入金等の明細

(単位：百万円)

借入金等の名称	当期首残高	当期借入額	当期償還額	当期末残高
財政融資資金借入金	757,105	70,000	78,756	748,348
産業投資借入金	48	-	48	-
一般会計借入金	4	-	1	2
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	5,065	298	814	4,548
合 計	762,221	70,298	79,620	752,899

債券の明細

(単位：百万円)

債券の名称	当期首残高	当期発行額	当期償還額	当期末残高
沖縄振興開発金融公庫債券	155,000	10,000	10,000	155,000
沖縄振興開発金融公庫住宅地債券	2,534	267	201	2,600
合 計	157,534	10,267	10,201	157,600

引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	10,766	14,825	10,766	14,825
賞与引当金	171	163	171	163
退職給付引当金	2,386	342	260	2,468

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、洗替えによる取崩し額です。

出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

国の会計区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
一般会計	77,178	44,500	-	121,678
承 継	21,556	-	-	21,556
財政投融资特別会計投資勘定	12,294	321	-	12,615
合 計	111,028	44,821	-	155,849

固定資産の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末残高 (取得価額)	減価償却累計額		差引当期末 残 高
					当期償却額		
土 地	3,313	-	-	3,313	-	-	3,313
建 物	6,149	90	24	6,215	3,240	128	2,975
構築物	238	-	-	238	207	3	32
機械器具備品	195	5	9	191	159	9	32
敷 金	62	-	-	62	-	-	62
固定資産仮払金	11	230	3	237	-	-	237
合 計	9,968	325	37	10,256	3,606	141	6,650

保有有価証券の状況

(単位：億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1. 株式及社債	57	57	57	57	42
2. 運用に係るもの					
有価証券期末残高	-	-	-	-	-
有価証券平均残高	-	-	-	-	-

(注) 株式及社債は、資産流動化法に基づき取得した特定社債です。

資本金の推移

(単位：百万円)

年 度	資本金額	年 度	資本金額	年 度	資本金額	年 度	資本金額
昭和47年5月(設立時)	21,556	平成2~3年度	28,526	平成13年度	68,582	平成28年度	77,672
47~52	24,556	4	29,183	14~16	70,182	29	77,837
53	24,656	5	30,550	17~19	70,232	30	78,324
54	24,856	6	31,580	20~21	71,692	令和元年度	83,068
55~56	24,956	7	36,116	22	71,892	2	111,028
57	25,356	8	39,767	23	72,336	3	155,849
58	26,956	9	43,618	24	73,489		
59~62	27,556	10	52,918	25	74,089		
63	27,956	11	58,605	26	75,828		
平成元年度	28,026	12	63,192	27	77,293		

事務費の明細

(単位：百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度
役員給	79	79
職員基本給・諸手当	1,679	1,638
賞与引当金繰入	171	163
退職給付費用	107	342
諸支出金	279	288
旅 費	34	33
業務諸費	2,106	2,015
債権保全費	5	2
税 金	39	38
賠償償還及払戻金	0	-
合 計	4,500	4,598

経費率

(単位：億円、%)

	令和 2 年度	令和 3 年度
経費 (A)	46	48
貸付金平均残高(B)(貸付受入金平均残高を除く)	9,479	10,224
経費率 (A) / (B)	0.49	0.46

(注) 経費 = 事務費 + 業務委託費 + 債券発行諸費

利益率

(単位：%)

	令和 2 年度	令和 3 年度
総資産経常利益率	-	0.24
資本経常利益率	-	2.08
総資産当期利益率	-	0.24
資本当期利益率	-	2.08

(注) 1. 総資産経常(当期)利益率 = 経常(当期)利益 / 総資産(保証債務見返勘定を除く)平均残高 × 100
2. 資本経常(当期)利益率 = 経常(当期)利益 / 資本勘定(貸倒引当金勘定を含む)平均残高 × 100

(参考) 自己資本比率

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度	令和3年度
基本的項目	資本金	1,110	1,558
	米穀資金・新事業創出促進積立金	13	13
	当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	△28	△1
	合 計 (A)	1,096	1,571
補完的項目	一般貸倒引当金(不参入額差引後) (B)	58	59
自己資本計	(A)+(B) (C)	1,154	1,630
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	9,200	9,348
	オフ・バランス取引項目	-	-
	オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	105	100
合 計 (D)	9,304	9,449	
自己資本比率=(C)/(D)×100	12.40	17.24	

- (注) 1. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に準拠して算出しています。
国内基準を適用のうえ、信用リスクアセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスクにおいて基礎的手法を採用しています。
マーケットリスクは適用していません。
2. 自己資本比率は小数点第3位以下を切り捨てています。
3. 当期末処分利益又は当期末処理損失については、米穀資金・新事業創出促進特別勘定分のみを記載しています。

資金運用収支の内訳等

(単位：億円、%)

	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	9,479	89	0.94	10,224	83	0.81
資金調達勘定	9,050	36	0.39	9,303	32	0.34
資金運用収支(利回り差)	-	54	(0.55)	-	51	(0.47)

- (注) 1. 資金運用勘定(平均残高) = 貸付金平均残高 - 貸付受入金平均残高
2. 資金調達勘定(平均残高) = 借入金等平均残高
3. 資金運用収支 = 貸付金利息 - 借入金利息 - 債券利息 - 寄託金利息

貸付金利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利回りによる増減	純増減	残高による増減	利回りによる増減	純増減
貸付金利息	20	△25	△6	7	△14	△7
支払利息	10	△14	△4	1	△5	△4

(参考) 各種金利の推移 (月末時点)

(単位：%)

年 月	基準金利	住宅資金金利	長期プライムレート	財政融資資金貸付金利				
				①	②	③	④	
令和3年	1月	0.81(0.70)	0.94	1.00	0.002	0.070	0.200	0.300
	2月	↓(↓)	↓	↓	↓	0.100	0.300	0.400
	3月	0.84(↓)	1.02	↓	0.005	0.200	↓	↓
	4月	0.83(↓)	1.04	↓	0.004	↓	↓	↓
	5月	0.82(↓)	↓	↓	0.003	↓	↓	↓
	6月	↓(↓)	↓	↓	0.004	↓	↓	↓
	7月	↓(↓)	↓	↓	0.003	↓	↓	↓
	8月	0.81(↓)	↓	↓	0.002	0.080	0.200	0.300
	9月	↓(↓)	0.94	↓	↓	0.090	↓	↓
	10月	0.77(↓)	0.95	↓	0.003	0.200	0.300	0.400
	11月	0.78(↓)	1.04	↓	0.004	↓	↓	↓
	12月	0.77(↓)	1.05	↓	↓	↓	↓	↓
4年	1月	↓(↓)	1.04	↓	0.003	↓	↓	↓
	2月	0.80(0.80)	↓	1.10	0.006	↓	↓	↓
	3月	0.85(↓)	1.05	↓	0.050	0.300	0.400	0.600

- (注) 1. 基準金利欄は、中小企業資金の基準金利(()内は産業開発資金の基準金利)で、貸付期間10年(据置なし)の金利です。
2. 財政融資資金貸付金利率欄は、①期間7年据置1年、②期間15年据置2年、③期間20年据置2年、④期間25年据置2年の金利です。

貸付金の状況

総貸付金残高

(単位：億円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
期末残高	8,433	8,529	8,584	10,262	10,386
平均残高	8,114	8,357	8,407	9,883	10,388

(注) 社債の取得は含みません。

業種別貸付金残高

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
農林水産業	19,491	19,001	18,213	22,290	22,924
鉱業・採石業・砂利採取業	1,614	1,442	1,387	1,294	2,499
建設業	32,693	31,867	32,080	60,721	63,980
製造業	42,837	43,578	47,986	62,780	65,899
電気・ガス・熱供給・水道業	119,612	117,835	124,699	123,354	131,126
情報通信業	5,924	4,813	4,366	8,425	8,906
運輸業・郵便業	49,484	48,537	46,323	50,651	48,729
卸売業・小売業	56,383	56,965	56,143	94,310	95,652
金融業・保険業	314	313	312	600	586
不動産業・物品賃貸業	236,201	250,113	254,301	251,019	245,972
学術研究・専門・技術サービス業	4,241	4,773	4,735	11,444	12,053
宿泊業・飲食サービス業	89,870	90,556	92,523	133,303	136,116
生活関連サービス業・娯楽業	23,806	22,956	23,926	42,066	43,229
教育・学習支援業	5,446	9,153	9,309	11,421	10,670
医療・福祉	44,301	48,506	48,752	61,731	64,712
複合サービス事業	236	280	236	281	636
サービス業（他に分類されない）	9,517	11,409	12,095	17,642	17,777
その他	107,120	96,601	86,726	78,618	71,294
合 計	849,090	858,698	864,112	1,031,951	1,042,759

(注) 「その他」は、教育資金、恩給担保資金及び住宅資金（個人関係）等に係るものです。

使途別貸付金残高

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設備資金	721,546	738,283	746,194	695,923	689,814
運転資金	127,544	120,414	117,919	336,029	352,946
合 計	849,090	858,698	864,112	1,031,951	1,042,759

業種別・資金使途別貸付金残高

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	設備資金	運転資金	合計	設備資金	運転資金	合計
農林水産業	10,174	12,117	22,290	10,024	12,900	22,924
鉱業・採石業・砂利採取業	987	307	1,294	2,238	261	2,499
建設業	10,478	50,243	60,721	10,123	53,856	63,980
製造業	31,311	31,469	62,780	33,768	32,131	65,899
電気・ガス・熱供給・水道業	123,238	116	123,354	131,035	91	131,126
情報通信業	1,526	6,899	8,425	1,476	7,430	8,906
運輸業・郵便業	39,168	11,483	50,651	36,071	12,658	48,729
卸売業・小売業	26,343	67,967	94,310	27,241	68,411	95,652
金融業・保険業	105	495	600	91	495	586
不動産業・物品賃貸業	234,484	16,535	251,019	228,236	17,736	245,972
学術研究・専門・技術サービス業	1,313	10,131	11,444	1,322	10,732	12,053
宿泊業・飲食サービス業	79,675	53,628	133,303	77,719	58,397	136,116
生活関連サービス業・娯楽業	15,935	26,131	42,066	16,044	27,185	43,229
教育・学習支援業	7,714	3,707	11,421	6,778	3,892	10,670
医療・福祉	41,867	19,864	61,731	43,497	21,215	64,712
複合サービス事業	173	108	281	540	96	636
サービス業(他に分類されない)	8,903	8,739	17,642	8,778	8,998	17,777
その他	62,528	16,090	78,618	54,831	16,463	71,294
合計	695,923	336,029	1,031,951	689,814	352,946	1,042,759

(注)「その他」は、教育資金、恩給担保資金及び住宅資金(個人関係)等に係るものです。

職員1人当たり及び1店舗当たりの貸付金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
職員1人当たり残高	4,800	4,805
1店舗当たり残高	171,992	173,793

貸付金償却額

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付金償却額	1,745	3,433	1,108	1,141	889

延滞債権額(6ヵ月以上延滞)

(単位：百万円、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延滞債権額(A)	3,598	2,846	3,530	2,523	2,746
総貸付金残高(B)	843,341	852,949	858,365	1,026,219	1,038,554
比率(A)/(B)×100	0.43	0.33	0.41	0.25	0.26

(注) 1. 延滞債権額：弁済期限を6ヵ月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額
 2. 総貸付金残高には、社債の取得は含まれません。

行政コスト計算財務書類

沖縄公庫を含む特殊法人等は、国民に対する説明責任を確保し、透明性の一層の向上を図る観点から「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書に基づく通達)に拠り、行政コスト計算財務書類を作成公表しています。

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人等が民間企業として活動を行っているとは仮定して企業会計原則に準拠した民間企業仮定財務諸表を作成するとともに、通常コストとして認識されない政府出資金等に係る機会費用についても加算し、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類です。

行政コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
I 業務費用		
仮定損益計算書上の費用		
資金調達費用	3,571	3,156
役務取引等費用	79	102
その他業務費用	47	51
業務経費	4,677	4,782
その他経常費用	4,062	5,732
特別損失	0	2
(控除) 業務収益		
資金運用収益	△ 9,010	△ 8,318
役務取引等収益	△ 8	△ 7
その他経常収益	△ 41	△ 41
業務費用合計	3,379	5,461
II 機会費用		
政府出資の機会費用	115	340
低利借入金に係る機会費用	1	0
公務員からの出向職員に係る退職給付引当金増加額	8	9
機会費用合計	125	349
III 行政コスト	3,504	5,809

民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
(資産の部)		
現金預け金	19,027	38,418
現金	69	2
預け金	18,958	38,415
有価証券	12,344	10,635
株式	6,622	6,433
社債	5,721	4,202
貸出金	1,004,224	1,028,540
手形貸付	283	—
証書貸付	1,025,937	1,038,554
未貸付額	△ 21,995	△ 10,015
その他資産	604	573
未収収益	534	504
その他の資産	70	69
有形固定資産	7,250	6,993
建物	6,138	6,204
土地	3,295	3,295
建設仮勘定	11	237
その他の有形固定資産	2,844	1,429
減価償却累計額	△ 5,038	△ 4,172
無形固定資産	497	426
ソフトウェア	496	411
ソフトウェア仮勘定	1	16
貸倒引当金	△ 10,766	△ 15,403
資産の部合計	1,033,179	1,070,182
(負債の部)		
借入金	762,221	752,899
債券	157,533	157,599
その他負債	1,898	1,357
未払費用	893	833
その他の負債	1,005	525
賞与引当金	171	163
退職給付引当金	2,386	2,468
負債の部合計	924,210	914,487
(純資産の部)		
資本金	111,028	155,849
利益剰余金	△ 2,048	△ 151
その他利益剰余金	△ 2,048	△ 151
米穀資金・新事業創出促進積立金	1,324	1,289
繰越利益剰余金	△ 3,372	△ 1,440
その他有価証券評価差額金	△ 11	△ 3
純資産の部合計	108,970	155,695
負債及び純資産の部合計	1,033,179	1,070,182

民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	9,755	15,723
資金運用収益	9,010	8,318
貸出金利息	8,963	8,273
有価証券利息配当金	47	45
その他の受入利息	—	0
役員取引等収益	8	7
国庫補助金収入	6	5
政府補給金収入	691	7,352
その他経常収益	41	41
株式等売却益	4	12
その他の経常収益	37	28
経常費用	12,437	13,824
資金調達費用	3,571	3,156
借入金利息	2,760	2,505
債券利息	810	652
役員取引等費用	79	102
その他業務費用	47	51
業務経費	4,677	4,782
その他経常費用	4,062	5,732
貸倒引当金繰入額	3,622	5,286
貸出金償却	178	239
株式等償却	260	198
その他の経常費用	2	9
経常利益又は経常損失 (△)	△ 2,682	1,899
特別損失	0	2
固定資産処分損	0	2
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 2,683	1,897

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 2,683	1,897
減価償却費	785	802
貸倒引当金の増減額	2,660	4,637
退職給付引当金の増減額	△ 79	82
賞与引当金の増減額	3	△ 8
資金運用収益	△ 9,010	△ 8,318
資金調達費用	3,571	3,156
有価証券関連損	257	185
固定資産処分損益	0	2
貸出金の純増減	△ 208,675	△ 24,315
債券の純増減	△ 9,795	66
借入金の純増減	187,453	△ 9,322
資金運用による収入	9,060	8,347
資金調達による支出	△ 3,570	△ 3,220
その他	△ 4	△ 20
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,026	△ 26,029
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 216	△ 61
有価証券の売却による収入	39	1,591
有形固定資産の取得による支出	△ 74	△ 322
無形固定資産の取得による支出	△ 135	△ 94
その他	△ 0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 387	1,115
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の受入による収入	27,960	44,821
リース債務の返済による支出	△ 467	△ 516
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,493	44,305
IV 現金及び現金同等物の増加額(△減少額)	△ 2,920	19,391
V 現金及び現金同等物の期首残高	21,947	19,027
VI 現金及び現金同等物の期末残高	19,027	38,418

民間企業仮定株主資本等変動計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			株主資本 合 計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産 合 計
	資 本 金	利益剰余金				
		米穀資金・新事業 創出促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	83,068	1,395	△ 760	83,703	△ 14	83,689
当期変動額						
出資金の受入	27,960			27,960		27,960
当期純損失			△ 2,683	△ 2,683		△ 2,683
米穀資金・新事業創出促進積立金		△ 71	71	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					3	3
当期変動額合計	27,960	△ 71	△ 2,612	25,277	3	25,281
当期末残高	111,028	1,324	△ 3,372	108,980	△ 11	108,970

民間企業仮定株主資本等変動計算書 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			株主資本 合 計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産 合 計
	資 本 金	利益剰余金				
		米穀資金・新事業 創出促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	111,028	1,324	△ 3,372	108,980	△ 11	108,970
当期変動額						
出資金の受入	44,821			44,821		44,821
当期純利益			1,897	1,897		1,897
米穀資金・新事業創出促進積立金		△ 35	35	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					8	8
当期変動額合計	44,821	△ 35	1,931	46,718	8	46,725
当期末残高	155,849	1,289	△ 1,440	155,698	△ 3	155,695

(注) 1. 米穀資金・新事業創出促進積立金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、現行の財務諸表から計算された金額です。
2. 米穀資金・新事業創出促進積立金は、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第2項に基づく法第19条第4項の業務に係る積立金です。

財務書類の注記

令和2年度

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の償却方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8～50年
動産 3～20年
 - (2)無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
自社利用のソフトウェア(公庫内利用分)については、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当金算定基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで引き当てており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
 - (2)賞与引当金
賞与引当金は、役員及び職員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
 - (3)退職給付引当金
当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和2年3月末の年金債務額から令和3年3月末の年金資産額を控除した積立不足額を標準給与月額当公庫の負担割合に応じた退職給付債務を認識しております。また、退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

令和3年度

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の償却方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8～50年
動産 5～15年
 - (2)無形固定資産
同左
 - (3)リース資産
同左
3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
同左
 - (2)賞与引当金
同左
 - (3)退職給付引当金
当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和3年3月末の年金債務額から令和4年3月末の年金資産額を控除した積立不足額を標準給与月額当公庫の負担割合に応じた退職給付債務を認識しております。また、退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

令和2年度

4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
5. 債券発行費の会計処理
支出時に全額費用として処理しております。

注記事項－貸借対照表関係

1. リスク管理債権の明細

貸出金のうち、破綻先債権額は318百万円、延滞債権額は22,346百万円であります。なお、破綻先債権とは、資産査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金であります。また、延滞債権とは、資産査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金であります。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は0円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,014百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記の債権額は、資産査定結果を踏まえ算出したもので、貸倒引当金控除前の金額であります。なお、上記債権額は未貸付額を含んだ金額であります。

2. 未貸付額
貸借対照表にて、貸出金より控除している未貸付額は、貸付資金の未交付額であります。
3. 有価証券関係
(1)子会社株式及び関連会社株式
時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

令和3年度

4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、業務経費等の費用は税込方式によっております。
5. 債券発行費の会計処理
同左

注記事項－貸借対照表関係

1. リスク管理債権の明細

沖縄振興開発金融公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権について開示しています。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,523百万円
危険債権額	21,338百万円
三月以上延滞債権額	0円
貸出条件緩和債権額	49,288百万円
合計額	76,149百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記の債権額は、資産査定結果を踏まえ算出したもので、貸倒引当金控除前の金額であります。なお、上記債権額は未貸付額を含んだ金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 未貸付額
同左
3. 有価証券関係
(1)子会社株式及び関連会社株式
子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価評価の対象とはしていません。

令和2年度

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の民間企業仮定貸借対照表計上額は以下の通りです。

(単位:百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
関連会社株式	2,115
合計	2,115

(※1)関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価の対象とはしていません。

(2)その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	民間企業仮定貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えるもの	社債	2,147	2,147	0
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えないもの	社債	3,574	3,585	△11
	合計	5,721	5,732	△11

(※1)社債の時価については、当期末において同様の新規引受を行った場合に想定される信用リスクを加味した利率により、将来の元利金の受取額を割り引いた現在価値を時価としています。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券の民間企業仮定貸借対照表計上額は以下の通りです。

(単位:百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
非上場株式	4,507
合計	4,507

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価の対象とはしていません。

注記事項－キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、民間企業仮定貸借対照表上の「現金預け金」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	19,027百万円
現金及び現金同等物	19,027百万円

注記事項－行政コスト計算書関係

1. 機会費用の計上基準

(1)政府出資

政府出資金に係る機会費用の算定における利率は0.104%を採用しております。

(2)通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達

無利子による政府からの資金調達に係る機会費用は、各年度における通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値を実質金利として算定し、これを各無利子借入金の借入残高に乘じて算定しております。

(3)公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額

公務員からの出向職員に係る、自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

その他

持分法損益

持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及び持分法を適用した場合の投資利益は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額	2,115百万円
持分法を適用した場合の関連会社株式評価額	3,200百万円
貸借対照表価額との差額	1,085百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	88百万円

重要な後発事象

該当事項はありません。

令和3年度

(注)市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
関連会社株式	2,115
合計	2,115

(2)その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	民間企業仮定貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えるもの	社債	2,147	2,147	0
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,055	2,058	△3
	合計	4,202	4,205	△3

(※1)社債の時価については、当期末において同様の新規引受を行った場合に想定される信用リスクを加味した利率により、将来の元利金の受取額を割り引いた現在価値を時価としています。

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
非上場株式	4,318
合計	4,318

注記事項－キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、民間企業仮定貸借対照表上の「現金預け金」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	38,418百万円
現金及び現金同等物	38,418百万円

注記事項－行政コスト計算書関係

1. 機会費用の計上基準

(1)政府出資

政府出資金に係る機会費用の算定における利率は0.218%を採用しております。

(2)通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達

同左

(3)公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額

同左

その他

持分法損益

持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及び持分法を適用した場合の投資利益は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額	2,115百万円
持分法を適用した場合の関連会社株式評価額	3,330百万円
貸借対照表価額との差額	1,215百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	129百万円

重要な後発事象

同左

参考情報

リスク管理債権等

沖縄公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権について開示しています。

1. リスク管理債権

銀行法に基づくリスク管理債権は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,283	5,523
危険債権	17,388	21,338
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	36,014	49,288
小 計	58,685	76,149
正常債権	973,806	967,118
合 計	1,032,491	1,043,266

(注) 1. 計数は、単位未満四捨五入によるため、各計数の和は必ずしも合計と一致しません。以下、各表とも同じ。
2. 銀行法施行規則の改正(R4.3.31施行)に伴い、リスク管理債権の区分等を金融再生法開示債権の区分等に合わせて表示しています。

各区分の定義は以下のとおりです。

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- (2)危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- (3)三月以上延滞債権
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金(上記(1)及び(2)を除く)
- (4)貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(上記(1)~(3)を除く)
- (5)正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)~(4)以外のものに区分される債権

2. 金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく開示債権は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,283	5,523
危険債権	17,388	21,338
要管理債権	36,014	49,288
小 計	58,685	76,149
正常債権	973,806	967,118
合 計	1,032,491	1,043,266

各区分の定義は以下のとおりです。

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
同左
- (2)危険債権
同左
- (3)要管理債権
三月以上延滞債権(上記(1)及び(2)を除く)及び貸出条件緩和債権(上記(1)及び(2)並びに「三月以上延滞債権」を除く)
- (4)正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)~(3)以外のものに区分される債権

自己査定・金融再生法開示債権・リスク管理債権一覧 (令和4年3月末時点)

(単位:百万円)

自己査定 債務者区分	自己査定分類区分				引当金 (引当率)	金融再生法 開示債権	リスク管理債権
	非分類	II分類	III分類	IV分類			
破綻先 実質破綻先 5,523	担保・保証による保全部分 1,502		非保全部分の全額を個別引当 4,021		4,021 (100%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 5,523	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 5,523
破綻懸念先 21,338	担保・保証による保全部分 4,958		非保全部分の一部(劣後ローン分は全額)を個別引当 16,380		劣後ローン 200 (100%) 4,708 (29.0957%)	危険債権 21,338	危険債権 21,338
要 注 意 先	要管理先(注2) 55,466	貸倒実績率に基づく今後3年間の予想損失により一般引当 54,911		劣後ローンの非保全部分全額を一般引当 555	劣後ローン 555 (100%) 1,784 (3.2489%)	要管理債権 49,288	三月以上延滞債権 — 貸出条件緩和債権 49,288
	その他の要留意先 120,500	貸倒実績率に基づく今後1年間の予想損失により一般引当 118,166		劣後ローンの非保全部分全額を一般引当 2,165	劣後ローン 2,165 (100%) 1,215 (1.0281%)		
正常先 839,741	同上				755 (0.0910%)	正常債権 967,118	正常債権 967,118
地方公共団体に対する債権 699							
総 計 (注1) 1,043,266					個別 8,929 一般 6,475 合計 15,403	総 計 1,043,266	総 計 1,043,266

(注) 1. 自己査定の対象資産は貸付金、未収貸付金利息、貸付資産関連の仮払金、引受社債としての有価証券、引受社債関連の未収有価証券利息及び保証債務見返です。
2. 自己査定上の「要管理先」債権は、当該債務者に対する総与信ベースの金額です。
※計数は、単位未満四捨五入によるため、各計数の和は必ずしも合計と一致しません。

沖縄振興開発金融公庫(法人番号7360005000440)の役職員の報酬・給与等について

参考情報

1 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当公庫は、沖縄県を対象地域とし、本土における政策金融機関の業務を一元的に担う総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援している。

役員については、沖縄地域の金融・経済事情や国及び沖縄における広範な公共政策の動向などに識見のある者で構成されており、役員報酬については、国会の議決を経て承認された予算に従い、国家公務員の指定職に準じた水準となっている。

② 令和3年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬のうち、特別手当の額については、役員の勤務実績に応じ、増額又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和3年度における改定内容

役員報酬は、下表のとおり、本俸、特別調整手当、通勤手当、特別手当から構成されている。

令和3年度は次の改定を実施。

- ・特別手当について、令和3年人事院勧告を踏まえた引下げ(△0.10ヵ月)。
- ・特別手当の支給基準は、下表のとおりである。

給与の種類	支給基準
	月額(単位:千円)
イ 本俸	理事長……………1,106 副理事長……………950 理事……………822 監事(非常勤)……………492
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.2
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給
ニ 特別手当	{本俸月額+(本俸月額×0.45)}× 支給割合(※)×在職期間 (※)令和3年度支給割合:3.25ヶ月

・監事(非常勤)については、特別調整手当、通勤手当、特別手当の支給はない。

2 役員報酬等の支給状況

役名	令和3年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	千円 18,484	千円 13,272	千円 5,212	千円 —			
A副理事長	千円 5,619	千円 2,755	千円 2,307	千円 551 (特別調整手当) 6 (通勤手当)		令和3年 6月27日	◇
B副理事長	千円 12,684	千円 8,645	千円 2,169	千円 1,729 141 (特別調整手当) (通勤手当)		令和3年 6月28日	◇
C理事	千円 5,910	千円 3,261	千円 1,996	千円 652 0 (特別調整手当) (通勤手当)		令和3年 7月30日	◇
D理事	千円 13,737	千円 9,864	千円 3,873	千円 —		令和3年 4月1日	※
E理事	千円 13,737	千円 9,864	千円 3,873	千円 —		令和4年 3月31日	※

F理事	千円 9,886	千円 6,602	千円 1,877	千円 1,320 85 (特別調整手当) (通勤手当)	令和3年 7月31日		◇
監事 (非常勤)	千円 5,904	千円 5,904	千円 —	千円 —	令和3年 4月1日		*

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

当公庫は、昭和47年の本土復帰以来、沖縄における政策金融を一元的・総合的に行っている政策金融機関であり、国及び沖縄県の重点施策と一体となって沖縄の振興開発に取り組んでいる。

理事長
副理事長
理事
監事(非常勤)

したがって、当公庫の役員については、経済や金融についての高い専門性はもとより国及び沖縄における広範な公共政策に関する幅広い知見が必要であり、そのような広範かつ高度な見識を持つ人材を登用するためにも、国家公務員の指定職に準じた報酬水準は妥当であると考えられる。

また、役員報酬については、国会の議決を経て承認された予算の範囲内で適正に執行している。

【主務大臣の検証結果】

役員の職務・職責や国家公務員指定職の俸給との比較等を踏まえると、現行の報酬水準は概ね妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況

(令和3年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助案率	前職
理事長	千円 該当者なし	年 月			
副理事長	千円 該当者なし	年 月			
理事	千円 5,897	4 年 0 月	令和3年 3月31日	1.4	※

注:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
副理事長	該当者なし
理事	退職手当の算定の基礎となる業績助案率については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、内部規程の定めに従い、在職期間における法人の業績や当該役員の業績を個別に検討した上で、外部有識者からなる業績評価委員会において決定。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬のうち、特別手当の額については、役員の勤務実績に応じ、増額又は減額することができることとしている。今後についても、継続していく予定である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の給与水準等に準拠して定められている国家公務員の給与水準等を勘案して、自律的・自主的な労使関係の中で決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

人事考課に基づき職員の勤務成績を昇給・昇格に反映させるとともに、奨励手当において半期毎の勤務成績を反映させる仕組みとしている。

③ 給与制度の内容及び令和3年度における主な改定内容

1 給与制度の内容

職員の給与については、給与規程第2条において、基本給及び諸手当を定めており、それぞれの区分は以下のとおりである。

基本給：本俸、扶養手当、管理職手当

諸手当：特別都市手当、時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、特地勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当

2 令和3年度における主な改定内容

令和3年人事院勧告を踏まえた賞与の引下げ(△0.15ヶ月)を実施した。

2 職員給与の支給状況

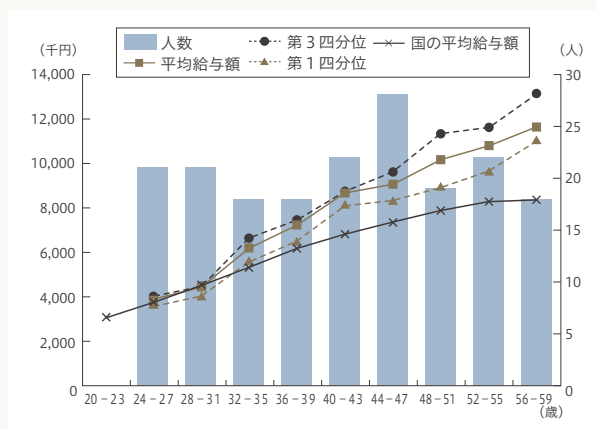
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和3年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
常勤職員	187人	42.1歳	千円 8,084	千円 5,801	千円 61	千円 2,283
事務・技術	187人	42.1歳	千円 8,084	千円 5,801	千円 61	千円 2,283
非常勤職員	21人	52.8歳	千円 3,448	千円 2,965	千円 81	千円 483
事務・技術	7人	44.1歳	千円 3,124	千円 2,629	千円 111	千円 495
嘱託	14人	57.1歳	千円 3,610	千円 3,133	千円 66	千円 477

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
 注2：常勤職員については、「事務・技術」以外の職種の該当者がいないことから欄を省略した。
 注3：在外職員、任期付職員、再任用職員については、該当者がいないことから欄を省略した。
 注4：嘱託とは、業務の繁忙等の事由により、専門性の高い業務を委嘱された者をいう。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。)



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2：近年の新規採用は四大卒以上に限られており、入庫後1年未満の職員は本調査の対象から除外されていることから、20～23歳の該当職員がない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位 本店・本部課長	23人	53.0歳	千円 11,450	千円 14,416～9,618
本店・本部係員	23人	27.9歳	千円 4,002	千円 4,545～3,458

④ 賞与(令和3年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	56.1%	52.9%	54.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	43.9%	47.1%	45.4%
	最高～最低	52.2～41.2%	55.9～44.3%	54.0～42.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	57.4%	54.3%	55.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.6%	45.7%	44.1%
	最高～最低	43.8～40.3%	47.0～43.5%	45.2～41.9%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内 容	
対国家公務員 指数の状況	年齢勘案	122.8
	年齢・地域勘案	132.4
	年齢・学歴勘案	119.6
	年齢・地域・学歴勘案	130.7

国に比べて
給与水準が
高くなって
いる理由

1 高い専門性を有する人材の確保

当公庫は、沖縄県のみを対象地域とし、本土における政策金融機関の業務を一元的に担っているほか、沖縄の地域的な政策課題に応えるための独自の業務として、産業基盤整備、地域開発事業への出融資や新事業支援のための出資業務を行っており、総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援している。

一般の金融機関が行う金融サービスを補完し、民間投資を促進するため、電力・空港関連施設・ホテル等の地域開発事業や、中小・小規模事業者、農林漁業者の必要とする長期資金を出融資しているほか、住宅・医療・教育等の生活分野における多様な資金ニーズにも応えている。また、蓄積した経済・金融情報やノウハウの提供により、各種の産業施策の立案やプロジェクトの企画形成の支援に加え、事業再生、創業者の支援、新規事業育成のための出資にも積極的に取り組んでいる。

限られた定員のなかでこのような業務を遂行するため、当公庫の職員には、幅広い分野のより高い専門性に対応できる能力が必要であることから、大学卒以上を中心とする職員採用を継続的に実施している。なお、職員の94.7%が審査、法務、企画、調査等の業務を担う総合職職員となっており、国家公務員(行一)大学卒60.4%)に比べ大学卒の割合が高い。

(学歴別の人員構成)

	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
当公庫	94.7%	3.2%	2.1%	—
国家公務員 (行一)	60.4%	12.6%	26.9%	0.0%

注1：大学卒には、修士課程以上の修了者(5.9%)を含む。
注2：当公庫では、最終学歴が中学卒の職員はいないことから、「—」にて表示。

2 総合政策金融機関としての執行態勢の確保

当公庫においては、限られた人数で、高い専門性が求められる多様な政策金融を一元的、効率的に実施するとともに、金融機関として求められている責任の下、適切に業務を行う執行態勢の確保を図るため、相応の権限と責

任を持った管理職職員を一定数必要としていることから、管理職職員の割合が、国家公務員(行一))と比べて高くなっている。なお、当公庫の管理職職員は、組織のマネジメントのみならず、事案によっては直接顧客との交渉にあたるなど、部下職員には困難な業務を直接遂行するプレイングマネージャーとしての役割も果たしている。

(管理職層の割合)

当公庫	30.5%	(支店課長級以上)
国家公務員(行一))	18.0%	(俸給の特別調整額受給者)

(級別人員構成の割合)

当公庫	20.9%	(2等級以上)
国家公務員(行一))	5.4%	(7級以上)

3 離島地域の資金ニーズに対する対応

当公庫は、多くの離島を抱える沖縄にあって、離島地域のニーズにきめ細かく対応するため、宮古支店、八重山支店を有している。両支店の職員に対しては、国家公務員に準じて特勤手当を支給しているが、その受給者の割合が国家公務員(行一))と比べて高くなっている。

(特勤手当受給者の割合)

当公庫	9.6%
国家公務員(行一))	0.7%

4 沖縄県に本店を有することによる地域勘案指数への影響

当公庫は、国家公務員における地域手当の非支給地である沖縄県に本店を有しており、組織運営の中核を担っている役職層が、沖縄県において多く勤務している。

一方、非支給地の国家公務員の平均給与は、小規模な地方事務所が多く、上述のような公庫の特殊事情とは違い上位区分の管理職が少ないと考えられること等から、地域手当が支給されないこと以上に低くなり、その結果、地域手当の非支給地に拠点を置く当公庫の地域勘案指数は高くなっていると考えられる。

【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 15.5%】
(国からの財政支出額2,029百万円、支出予算の総額13,053百万円:令和3年度予算)

【累積欠損額:貸借対照表上の当期末処理損失は△2,787百万円(これにより純資産額合計は109,564百万円)(令和2年度決算)】

【管理職の割合 30.5%(常勤職員数 187名中57名)】
【大卒以上の高学歴者の割合 94.7%(常勤職員数 187名中 177名)】

【支出総額に占める給与・報酬等支給総額 23.2%】
(支出総額 8,270百万円、給与・報酬等支給総額 1,920百万円:令和2年度決算)

給与水準の妥当性の検証

【検証結果】
 (法人の検証結果)
 令和3年人事院勧告を踏まえた賞与の引下げ(△0.15ヶ月)を実施した影響等により、令和3年度の対国家公務員指数は、122.8と前年度(125.3)に比べ2.5ポイント低下した。
 なお、令和3年度の国家公務員指数が低下したのは、当公庫はプロパー職員、国及び他公庫からの出向者で構成される小規模な組織であり、ラスパイレース指数の算定対象者である1年超在籍者の職階構成がその時々的人事異動で変動することも影響している。
 給与水準については、上記の「国に比べて給与水準が高くなっている理由欄」にも記載したとおりであり、給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。

(主務大臣の検証結果)
 沖縄公庫においては、少ない人数で、日本政策金融公庫並びの融資業務に加え、産業開発資金等の融資や出資といった幅広い業務を行うために、高度な専門性を有する優秀な人材の確保を必要としており、令和3年度の対国家公務員指数は122.8となっている。引き続き、国民の理解が得られるよう、給与水準の適正化の努力が求められる。

講ずる措置

【講ずる措置】
 令和4年度においても、国における取組みを踏まえつつ、給与制度の不断の見直しについて、自律的・自主的な労使関係の中で取り組むこととしており、これらにより、給与水準の適正化に取り組む考えである。

【改善策】
 上述のとおり、国における取組みを踏まえつつ、給与制度の見直しについて、自律的・自主的な労使関係の中で、給与水準の適正化に取り組む。

4 モデル給与 (扶養親族がない場合)

○22歳(大卒初任給) 月額198,000円 年間給与 2,929,410円
 ○35歳(本店調査役) 月額377,200円 年間給与 6,341,675円
 ○50歳(本店課長) 月額544,800円 年間給与10,800,452円
 ※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者、父母等 6,500円、子一人につき10,000円)を支給。
 モデル給与の月額及び年間給与は、本俸、管理職手当、特別都市手当、特勤勤務手当を基礎に算出している。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当公庫は、公正な処遇、人材育成、人材活用、組織目標の達成を目的とした人事考課制度を導入しており、人事考課制度による職員の勤務成績を昇給・昇格に反映させるとともに、奨励手当において半期毎の勤務成績を反映させる仕組みとしている。
 今後も、同制度を活用し、継続して取り組む考えである。

III 総人件費について

区分	当年度 (令和3年度)	前年度 (令和2年度)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,881,635	千円 1,920,551	千円 △ 38,916	(%) (△ 2.0%)
退職手当支給額 (B)	千円 162,989	千円 91,397	千円 71,592	(%) (78.3%)
非常勤役員等給与 (C)	千円 310,204	千円 355,527	千円 △ 45,323	(%) (△ 12.8%)
福利厚生費 (D)	千円 498,171	千円 494,278	千円 3,892	(%) (0.8%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,853,000	千円 2,861,754	千円 △ 8,754	(%) (△ 0.3%)

注：各項目で端数処理を行っているため、各項目((A)～(D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

- ①令和3年度においては、時間外勤務手当の減少等により、「給与、報酬等支給総額」が前年度比2.0%減、「最広義人件費」が前年度比0.3%減となった。
- ②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月7日閣議決定)及び「独立行政法人及び特殊法人等における役職員の給与及び退職手当について」(平成29年11月17日事務連絡)に基づき、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。
 役員に関する講じた措置：平成30年1月1日以降は、△16.3%
 職員に関する講じた措置：平成30年1月1日以降は、△16.3%
- ③総人件費については、国の動向等を踏まえ、必要な検討を行うほか、公庫独自の給与の見直しを進めることとしており、これらにより総人件費抑制に取り組む考えである。

IV その他

(特になし)

沖縄振興開発金融公庫法(抜粋)

(目的)

第1条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

(役員)

第8条 公庫に役員として理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事1人を置く。

(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

第18条 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(業務の範囲)

第19条 公庫は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金(沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。)であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。))及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。))は、一年未満のものであつてはならない。
- イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。))に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。))に必要な資金又は既存市街地若しくは駐留軍用地跡地(沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)第二条第二号に規定する駐留軍用地跡地をいう。))の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。))に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金
- ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(沖縄における産業の振興開発に特に寄与する資金として主務大臣が定めるものに限る。))又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金
- ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。))
- 一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金(沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。))の出資を行うこと。

- 一の三 前2号に掲げるもののほか、前2号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前2号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。))を行うこと。
- 二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付け(所得の水準その他の政令で定める要件を満たす者に対するものに限る。))を行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。
- 三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得又は借地権の取得その他の政令で定める用途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。
 - イ 沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者
 - ロ 沖縄において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者
 - ハ 沖縄において次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う者(地方公共団体を除く。)
 - (1)自ら居住するため住宅を必要とする者
 - (2)自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
 - ニ その他政令で定める者
- 四 沖縄において農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。
- 五 沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限る。))の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。))の応募その他の方法による取得(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限る。))を行うこと。
- 六 沖縄において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設(当該施設の運営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。))の設置、整備又は運営に必要な長期資金の貸付けを行い、及び沖縄において指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対して、当該事業に必要な長期資金を貸し付けること。
- 七 沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むのに要する資金(当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。))並びに生活衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業を行うのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。
- 八 公庫に対して次のイからニまでに掲げる債務を有する当該イからニまでに定める者(イ、ロ又はニに定める者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。))の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。
 - イ 第二号の規定による小口の事業資金の貸付けに係る債務(沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むもの

- 口 第四号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する者
- ハ 第五号の規定による貸付け又は同号の規定により公庫が取得した社債に係る債務 沖縄において事業を行う中小企業者
- ニ 前号の規定による貸付けに係る債務 同号に規定する政令で定める者による貸付けに係る債務 同号に規定する政令で定める者
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 小口の事業資金 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第1号の下欄に規定する小口の事業資金をいう。
 - 一の二 小口の教育資金株式会社日本政策金融公庫法別表第1第2号の下欄に規定する小口の教育資金をいう。
 - 二 恩給等株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和29年法律第91号)第2条第1項に規定する恩給等をいう。
 - 三 中小企業者株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者をいう。
 - 四(略)
 - 五 生活衛生関係営業者株式会社日本政策金融公庫法第2条第1号に規定する生活衛生関係営業者をいう。
- 3(略)
- 4 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第3条から第9条までの規定は、公庫が同法第2条第1項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

(業務の委託等)

- 第20条 公庫は、主務省令で定める金融機関、地方公共団体その他政令で定める法人に対し、その業務(次条第1項の規定により委託を受けた業務を含む。)のうち政令で定めるものを委託することができる。
- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。
 - 3 第1項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は同項に規定する政令で定める法人(以下「受託金融機関等」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の受託)

- 第21条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条第1項第1号から第3号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、株式会社日本政策金融公庫の行う株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第2号の規定による同法別表第2第1号から第5号までに掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によって設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。
- 2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行うことができる。

(業務方法書)

第22条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(事業計画及び資金計画)

第23条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該四半期における第26条第2項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(参考)

「役員に対する給与及び退職手当の支給の基準」に係る公表について

当公庫の役員の給与及び退職手当の支給の基準は次のとおりです。これは沖縄振興開発金融公庫法第18条の規定に基づき、公表するものです。

役員に対する給与及び退職手当の支給の基準

(令和4年4月1日現在)

- 1 基本的な考え方(社会一般の情勢への適合)

沖縄振興開発金融公庫法第18条においては、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めることとされている。その際、基本的な考え方として次の点に配慮するものとする。

 - (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
 - (2) 役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
 - (3) 役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。
- 2 役員の給与等
 - (1) 給与

給与の種類	支給基準等	
	月額(※)により支給	(※) 本俸月額
イ 本俸	月額 (単位: 千円)	
	理事長	1,106
	副理事長	950
	理事	822
	監事(非常勤)	492
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.20	
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給	
ニ 特別手当	{本俸月額 + (本俸月額×0.45)} × 支給割合(※) × 在職期間(※) 令和3年度支給割合: 3.25ヵ月	

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額×0.104625×業績勘案率(※)×在職期間(月数)

(※) 外部の学識経験者で構成される業績評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

役員退職手当の支給状況(令和3年度中に支給された退職手当)

区分	支給額(総額)	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
理事	5,897千円	4年0月	令和3年3月31日	1.4	-

(※) 業績勘案率は、外部の学識経験者で構成される業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

会計等に関する関連法の規定(抜粋)

◇沖縄振興開発金融公庫法

(資本金)

- 第4条 公庫の資本金は、附則第4条第2項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。
- 2 政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。
 - 3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(予算及び決算)

- 第24条 公庫の予算及び決算に関しては、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

- 第25条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
 - 3 第1項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金等)

- 第26条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。
- 2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第23条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入れをすることができる。
 - 3 前項の規定による短期借入れ金は、当該短期借入れ金をした事業年度内に償還しなければならない。
 - 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第10条第2項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)に必要な資金を調達するため、政府以外の者から資金の借入れをすることができる。
 - 5 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。
 - 6 第1項、第2項、第4項及び前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れ又は寄託金の受入れをしてはならない。

(債券の発行)

- 第27条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫債券(以下「公庫債券」という。)を発行することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。
 - 3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、財形住宅貸付けに必要な資金を調達するため、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行することができる。
 - 4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第1項第3号イに掲げる者で同号の規定による貸付けを希望するものその他政令で定める者が引き受けるべきものとして、沖縄振興開発金融公庫住宅地債権(以下「住宅地債権」という。)を発行することができる。
 - 5 公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債権の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - 6 前項の先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
 - 7 公庫は、公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債権の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。
 - 8 会社法(平成17年法律第86号)第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。
 - 9 前各項に定めるもののほか、公庫債券、財形住宅債券又は住宅地債権に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

- 第27条の2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第1項の規定により発行する公庫債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年法律第51号)第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。次項において同じ。)について保証することができる。
- 2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第2項の規定により発行する公庫債券に係る債務について、保証することができる。

(余裕金の運用等)

- 第28条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)の保有
 - 二 財政融資資金への預託
 - 三 銀行への預金
 - 四 前3号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

- 2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
- 3 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

附則

（琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等）

- 第4条 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。
- 2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。
 - 3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

◇沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律

（事業年度）

- 第2条 公庫の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（決算の完結）

- 第17条 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

（財務諸表の作成、提出等）

- 第18条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）を含む。以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後1月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
 - 3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

（決算報告書の作成、提出等）

- 第19条 公庫は、決算完結後第5条第4項及び第9条第1項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第21条までにおいて同じ。）を作成し、当該決算報告書に

関する監事の意見を付し、かつ、前条第1項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。
- 3 公庫は、第1項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書等の会計検査院への送付）

- 第20条 内閣は、前条第2項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第1項の財務諸表を添え、翌年度の11月30日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書等の国会への提出）

- 第21条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第19条第1項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

その他

財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に準拠している。

◇簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

- 第11条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条の2第1項の沖縄振興基本方針に係る同条第3項に規定する令和4年度を初年度とする10箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。
- 2 沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第8条第2項ただし書、第9条第2項ただし書及び前条第2項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。
 - 3 第1項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

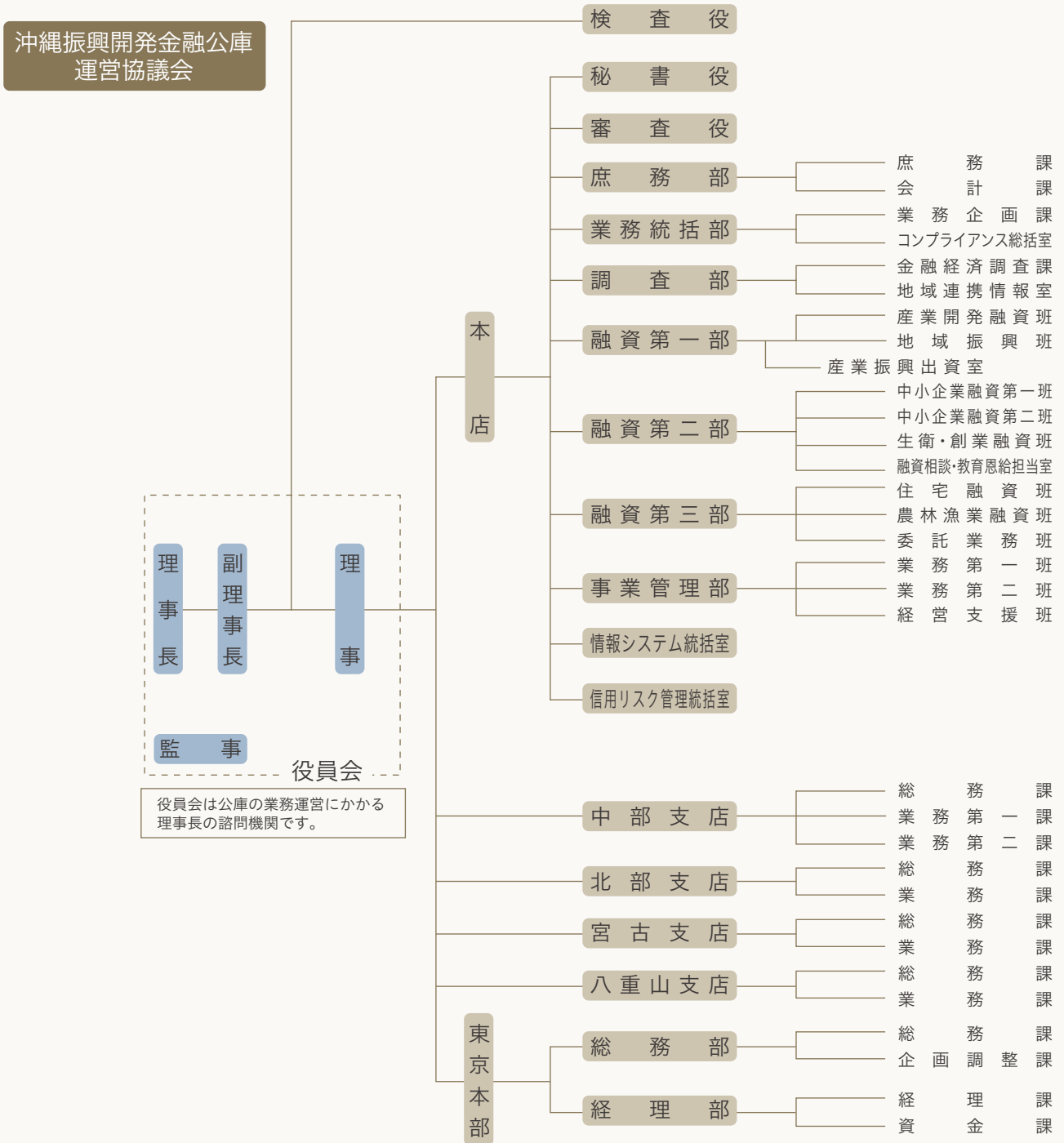
県内外の主な動き

沖縄公庫の沿革

<p>本土復帰により沖縄県発足(47年5月) 「沖縄振興開発計画政府決定」(47年12月) 復帰記念「若夏国体」開催(48年5月) 石油危機発生(48年10月) ベトナム戦争終結(50年4月) 「海洋博」開催(50年7月～51年1月)</p>	<p>1972 (昭和47年) }</p> <p>1975 (昭和50年)</p>	<p>沖縄公庫設立(47年5月) 中小・零細企業特別融資開始(47年6月) 那覇支店を本店に統合等の機構改革実施(49年4月) 本店事務所、那覇市久茂地へ移転(49年12月) 財形住宅資金創設(50年6月) 環境衛生資金に従業員独立開業資金創設(50年7月)</p>
<p>沖縄石油基地(CTS)建設許可(51年6月) 交通方法変更実施(53年7月) 第二次石油危機(54年) 県、中城湾港開発基本計画決定(55年7月)</p>	<p>1976 (昭和51年) }</p> <p>1980 (昭和55年)</p>	<p>赤瓦住宅融資制度創設(52年6月) 出資及び債務保証業務追加(53年) 進学資金融資制度創設(53年) 交通方法変更に伴う特別融資制度創設(53年)</p>
<p>沖縄振興開発特別措置法の10年間延長決定(57年5月) 第二次沖縄振興開発計画スタート(57年) 沖縄県中央卸売市場開設(59年4月) 郵政省、沖縄をテレトピアモデル地域に指定(60年3月)</p>	<p>1981 (昭和56年) }</p> <p>1985 (昭和60年)</p>	<p>住宅資金に段階金利制度創設(57年10月) 研修会館「鐘秀館」竣工(57年11月) 中古住宅購入資金創設(58年) 北部支店新店舗落成(59年5月) システム開発事務局発足(60年4月)</p>
<p>県、「沖縄県観光振興基本計画」策定(61年9月) 「海邦国体」開催(62年9月) 沖縄自動車道、石川～那覇間開通(62年10月) 国内初の「沖縄自由貿易地域那覇地区」完成(63年5月) 昭和天皇崩御、新元号「平成」と改元(元年1月) 消費税スタート(元年4月) 県庁新庁舎行政棟落成(2年1月) 県「リゾート沖縄マスタープラン」発表(2年3月)</p>	<p>1986 (昭和61年) }</p> <p>1990 (平成2年)</p>	<p>沖縄観光レクリエーション拠点整備資金創設(61年) 沖縄自由貿易地域振興資金創設(62年) 融資相談室発足(62年) NTT無利子貸付制度創設(62年9月) プロジェクト推進室発足(63年4月) 中部支店新店舗落成(2年3月) 産業開発資金に立ち上がり支援資金等を創設(2年6月)</p>
<p>湾岸戦争勃発(3年1月) 第三次沖縄振興開発計画決定(4年9月) 首里城公園開園正殿復元(4年11月) EC統合市場発足(5年1月) 阪神・淡路大震災(7年1月)</p>	<p>1991 (平成3年) }</p> <p>1995 (平成7年)</p>	<p>進学資金を教育資金に改正(3年4月) 宮古支店新店舗落成(6年3月) プロジェクト推進課発足(6年6月) 年金福祉事業団へ年金教育貸付の業務委託を開始(6年11月) 自由貿易地域等特定地域振興資金創設(7年4月)</p>
<p>普天間飛行場の全面返還合意(8年4月) 沖縄都市モノレール着工(8年11月) 県、「国際都市形成構想」を決定(8年11月) 香港返還(9年7月) 山一証券経営破綻、自主廃業決定(9年11月) 沖振法改正により「特別自由貿易地域」、「情報通信産業振興地域」及び「観光振興地域」創設(10年3月) 長銀、日債銀破綻、国有化(10年10月) 「沖縄経済振興21世紀プラン」中間報告(11年6月) 九州・沖縄サミット開催(12年7月) 琉球王国のグスク及び関連遺産群が世界遺産登録(12年11月)</p>	<p>1996 (平成8年) }</p> <p>2000 (平成12年)</p>	<p>沖縄特産品振興資金創設(8年6月) 代理店の業務範囲に中小企業等の特定資金、恵給担保資金を追加拡大(9年1月・4月) 産発・中小・生業資金に金融環境変化対応貸付創設(9年) 新規事業支援室発足(9年4月) 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金創設(9年4月) 産業開発資金に非設備資金創設(10年12月) 沖縄創業者等支援緊急特別資金創設(10年12月) 沖縄離島地域経済活性化資金創設(11年4月) 本店新店舗落成(12年4月) 住宅宅地債券(マンション修繕コース)制度創設(12年6月)</p>
<p>中央省庁再編。沖縄開発庁は内閣府に統合(13年1月) 「特殊法人等改革基本法」成立(13年6月) 米国同時テロ発生(13年9月) 沖縄信用金庫破綻(13年10月) 「沖縄振興特別措置法」施行(14年4月) 「沖縄振興計画」策定(14年7月) イラク戦争勃発(15年3月) 日本郵政公社発足(15年4月) 沖縄都市モノレール開業(15年8月) 国立劇場おきなわ開場(16年1月) 沖縄国際大学に米軍ヘリ墜落炎上(16年8月) 「行政改革の重要方針」閣議決定(17年12月)</p>	<p>2001 (平成13年) }</p> <p>2005 (平成17年)</p>	<p>「わたしたちの行動指針」の制定(13年3月) 沖縄情報通信産業支援資金創設(13年4月) おきなわブランド振興資金創設(13年4月) 沖縄観光関連業者緊急特別資金創設(13年10月) 新事業創出促進出資業務追加(14年4月) 融資第一、二、三部及び債権管理部に班制導入、新事業育成出資室及び信用リスク管理統括室発足(14年4月) 第1回沖縄公庫債券100億円発行(14年10月) 赤土等流出防止低利(「ちゅら海低利」)制度創設(15年4月) コンプライアンス総括室発足(16年4月) 沖縄離島振興貸付・沖縄特産品振興貸付「泡盛特例」、沖縄中小企業経営基盤強化貸付を創設(17年4月)</p>
<p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布(18年6月) リーマン・ブラザーズ経営破綻(20年9月) 「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」公布(19年5月)施行(20年10月) 株式会社日本政策金融公庫発足(20年10月) 株式会社日本政策投資銀行発足(20年10月)</p>	<p>2006 (平成18年) }</p> <p>2010 (平成22年)</p>	<p>審査役、創業支援班及び生業融資・契約班が発足(18年4月) 融資第一部と事業管理部(債権管理部から改称)の再編を実施(19年4月) 八重山支店新店舗落成(19年4月) 東京本部事務所移転(19年9月) 情報システム統括室発足(20年4月) 沖縄自立型社会資本整備貸付創設(20年4月) 沖縄経済自立支援貸付創設(21年4月) 教育離島利率特例制度創設(22年4月)</p>
<p>東日本大震災(23年3月) 「沖縄振興特別措置法」改正(24年3月) 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」策定(24年5月) 南ぬ島石垣空港開港(25年3月) 伊良部大橋開通(27年1月) 共通番号(マイナンバー)制度関連法施行(27年10月) アジアインフラ投資銀行(AIIB)発足(27年12月)</p>	<p>2011 (平成23年) }</p> <p>2015 (平成27年)</p>	<p>沖縄雇用・経営基盤強化資金創設(24年4月) 沖縄人材育成資金創設(24年4月) 駐留軍用地跡地開発促進貸付制度創設(25年5月) 中小企業等資金を中心とした本店融資部門の再編を実施(25年6月) 産投出資規模拡充(リーディング産業支援)(26年4月) コンプライアンス総括室を総務部から企画調査部に移管(27年4月) 沖縄観光リゾート産業振興貸付制度創設(27年4月)</p>
<p>日銀がマイナス金利導入決定(28年1月) 沖縄県内の有効求人倍率が復帰後初めて1倍を突破(28年6月) 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」改定(29年5月) 年平均の有効求人倍率が本土復帰後初の1倍超(30年1月) 県内入城観光客数1,000万人超過過去最高を更新(31年3月) 新元号「令和」と改元(元年5月) 首里城公園で大規模火災。正殿ほか主要施設全焼(元年10月) 新型コロナウイルス感染症が流行(2年1月) 那覇空港第二滑走路供用開始(2年3月) 沖縄・奄美の世界自然遺産登録決定(3年7月) 東京五輪・パラリンピック(3年7月～9月) 軽石大量漂着(3年10月)</p>	<p>2016 (平成28年) }</p> <p>2021 (令和3年)</p>	<p>沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度創設(28年2月) 沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度創設(28年4月) 沖縄農林漁業台風災害支援貸付制度創設(28年4月) 融資第二部に「ひとり親支援担当」を配置(29年4月) 中部支店移転(30年5月) 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度創設(31年4月) 企画調査部を業務統括部と調査部に再編(31年4月) 「くるみんマーク」取得(元年6月) 新型コロナウイルス感染症特別貸付制度創設(2年3月) 沖縄生産性向上促進貸付制度創設(2年4月) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度創設(2年8月) 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度創設(3年4月) 本支店に「事業承継担当者」を配置(3年11月) 第30回沖縄公庫債券(サステナビリティボンド)100億円発行(3年12月)</p>
<p>ロシアによるウクライナ軍事侵襲(4年2月) 「沖縄振興特別措置法」改正(4年3月) 沖縄復帰50周年(4年5月) 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」策定(4年5月)</p>	<p>2022 (令和4年)</p>	<p>沖縄振興開発金融公庫法改正(4年3月) 出資部門再編により融資第一部産業振興出資室発足(4年4月) 沖縄振興特別措置法の改正に伴い新事業創出促進出資の出資対象を拡充(4年4月) 産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度創設(4年4月)</p>

組織機構

(令和4年4月1日現在)



沖縄振興開発金融公庫運営協議会について (昭和47年6月16日閣議決定)

沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の業務運営が、沖縄県における経済の振興及び社会の開発のため有効適切に行われることを期し、公庫の業務運営に地元沖縄県各界及び関係行政機関等の意向を反映せしめるため、下記のとおり沖縄振興開発金融公庫運営協議会を開催することとする。

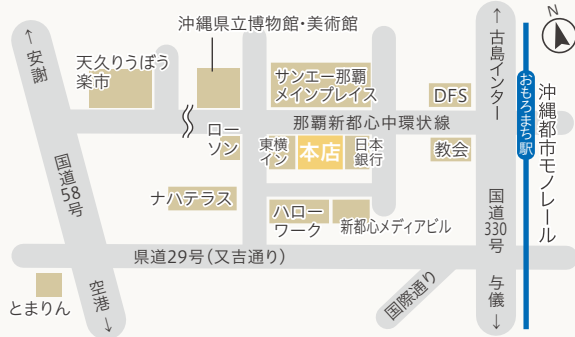
記

- 本協議会は、次に掲げる者をもって構成する。なお、関係行政機関の職員、沖縄県各界を代表する者及び学識経験者については、内閣総理大臣が財務大臣と協議のうえ委嘱するものとする。
 - 関係行政機関の職員 2人
 - 沖縄県知事及び沖縄県議会議長
 - 沖縄県各界を代表する者 9人以内
 - 学識経験者 7人以内
- 本協議会の庶務事項は、内閣府沖縄振興局において処理する。

店舗

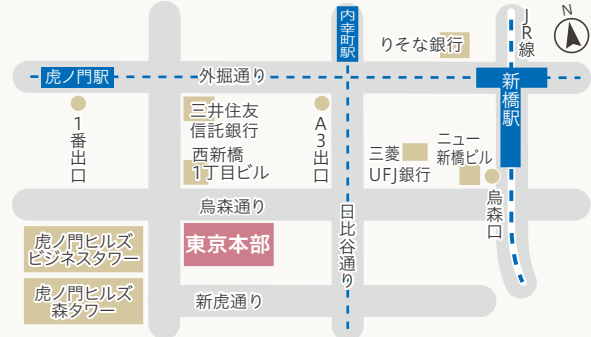
きめ細かく地域のニーズに対応します。

本店



〒900-8520 那覇市おもろまち1-2-26
 融資第一部（産業開発資金、医療資金、出資）
 TEL:098-941-1765 FAX:098-941-1915
 融資第二部（中小企業資金、生業資金、教育資金、
 恩給担保資金、生活衛生資金）
 TEL:098-941-1785 FAX:098-941-1910
 融資第三部（住宅資金、農林漁業資金）
 TEL:098-941-1850 FAX:098-941-1915

東京本部



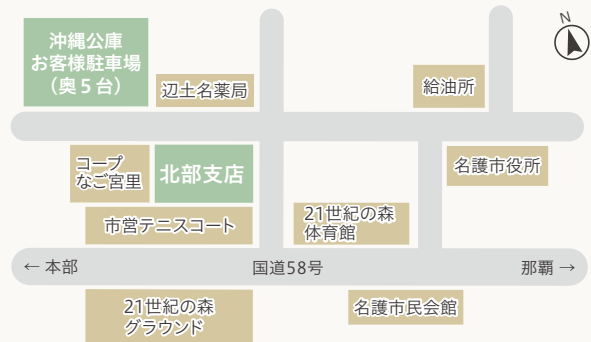
〒105-0003 東京都港区西新橋 2-1-1(興和西新橋ビル10階)
 TEL:03-3581-3241 FAX:03-5511-8233
 ※上記地図上の番号は各駅の最寄出口

中部支店



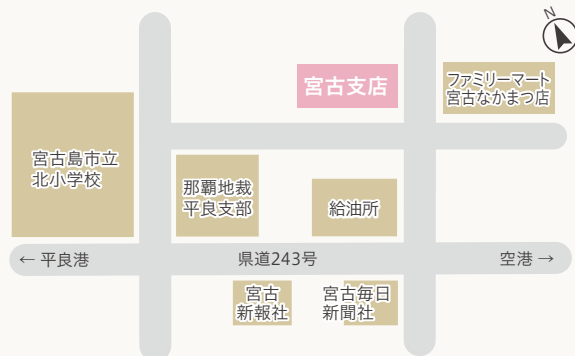
〒904-0033 沖縄市山里1-1-1-102 (パーチェ山里)
 TEL:098-989-6511 FAX:098-989-6789

北部支店



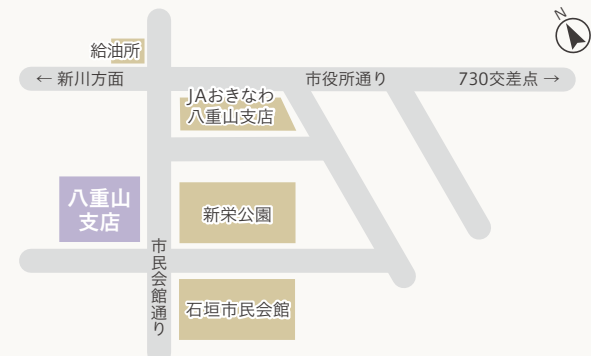
〒905-0011 名護市宮里1-28-15
 TEL:0980-52-2338 FAX:0980-51-1008

宮古支店



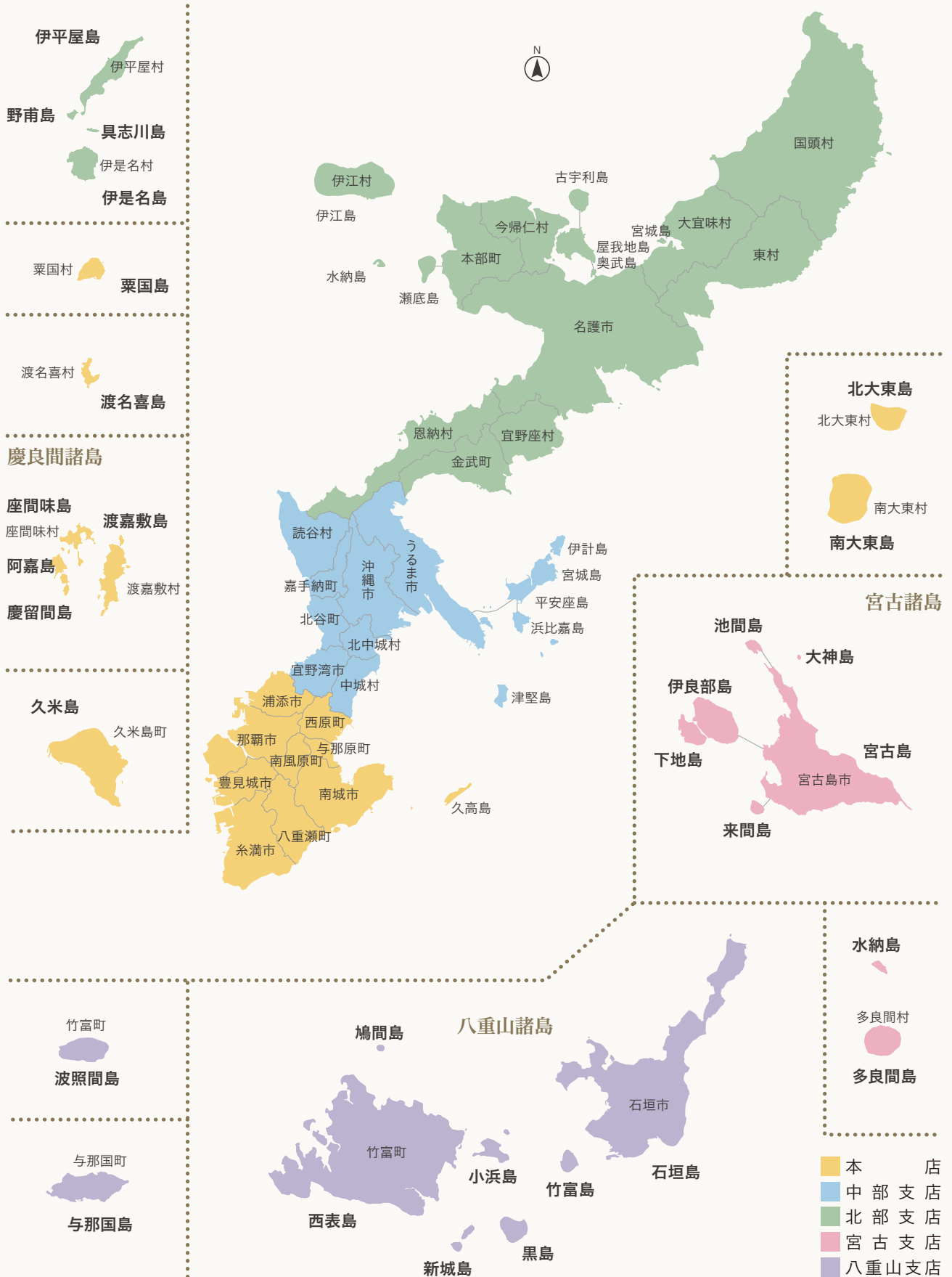
〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根118-1
 TEL:0980-72-2446 FAX:0980-72-7049

八重山支店



〒907-0014 石垣市新栄町4-1
 TEL:0980-82-2701 FAX:0980-83-1634

【本店・支店業務区域図】



Report 2022



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION



www.okinawakouko.go.jp/

発行/令和4年8月

沖縄振興開発金融公庫 業務統括部業務企画課

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち1丁目2番26号 TEL.098-941-1740 FAX.098-941-1925



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>



この印刷物は個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)を認証された事業者が印刷しています。

